

水戸市歯科保健計画（第2次）策定基本方針

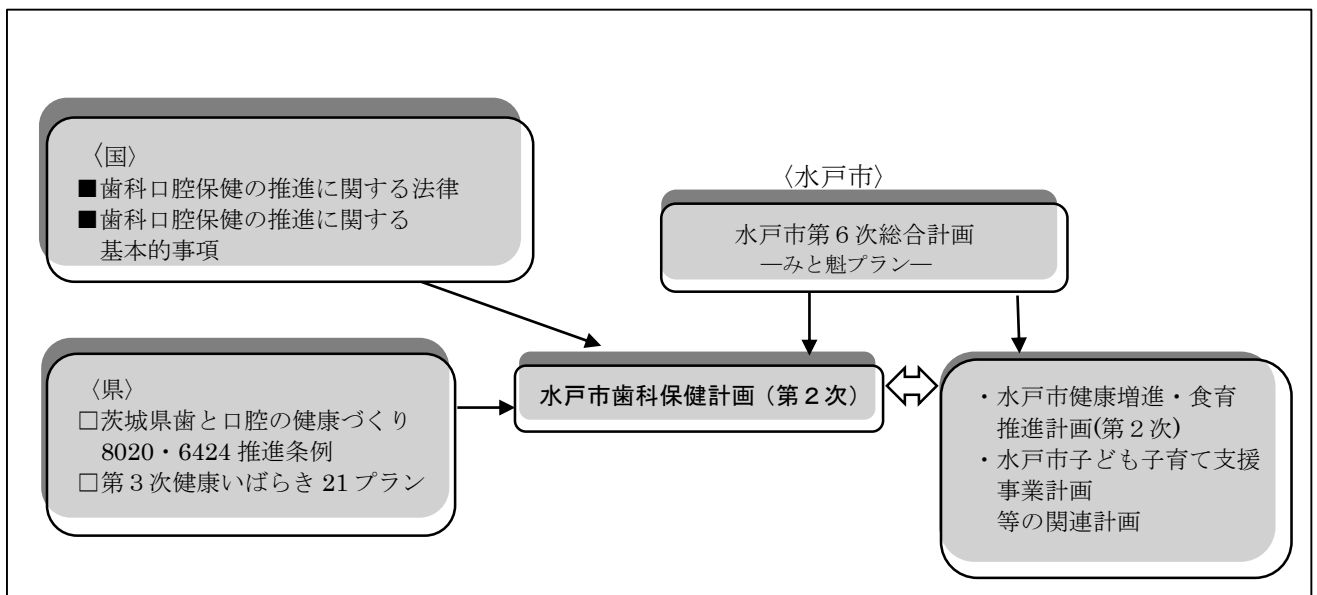
1 計画策定の趣旨

我が国は、超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸への対応が大きな課題となる中、歯と口腔^{こうくう}の健康を保つことは、生活習慣病や寝たきりの予防等の全身の健康維持にもつながるため、健康で質の高い生活を営む上で重要です。

国においては、2011年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、さらには、歯科口腔保健を推進するための基本的方針等を示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定されました。また、茨城県においても、「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」及び「第3次健康いばらき21プラン」に基づき、茨城県口腔保健支援センターを中心に、関係団体と連携しながら歯科口腔保健を推進しています。

本市においては、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、2012年3月に策定した「水戸市健康増進・食育推進計画」を踏まえ、2014年に「水戸市歯科保健計画」（計画期間：2014～2018年度）を策定し、生涯を通じたライフステージごとの歯と口腔の健康づくりの施策を推進しているところです。市民が歯と口腔の健康を通し、いつまでも健やかで心豊かに暮らせることを目指し、「水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—」を上位計画として、関連計画との整合を図り、国の動向や社会情勢の変化、これまでに得られた成果と課題等を踏まえ、「水戸市歯科保健計画（第2次）」を策定するものです。

【図】計画の位置づけ



2 計画策定の基本的姿勢

乳幼児期から高齢期までの、各ライフステージに応じた歯科口腔保健のための施策を総合的に推進するとともに、市民一人一人の主体的な歯と口腔の健康づくりへの取組を支援します。

(1) 歯科疾患の予防

健康な歯と口腔を保つためには、歯を失う主な原因であるむし歯や歯周病の予防が重要であるため、乳幼児期から高齢期までの、生涯にわたる歯科疾患予防のための正しい知識の普及・啓発、健康診査及び事後指導等を推進します。

また、市民自らが、むし歯や歯周病の予防に積極的に取り組めるよう、関係機関と連携・協力して、生涯を通じた切れ目のない歯科保健対策を進めるとともに、歯と口腔の健康づくりのための支援を推進します。

(2) 健康の維持のための口腔機能の発達及び維持・向上

歯と口腔の健康は全身の健康にも大きく関連することなどから、歯と口腔の発達状況に応じた適切な口腔機能を獲得できるよう、保健、福祉、医療、教育等との連携を強化して施策を推進し、正しい知識の普及・啓発を図ります。

また、高齢者をターゲットとして、心身の活力の低下（フレイル）の一つであり口腔機能の軽微な低下などを含む「オーラルフレイル」についての概念の普及を図るとともに、口腔・摂食・嚥下^{えんげ}ケア等に関する情報を積極的に提供します。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

本市の課題やこれまでの取組状況、調査結果、重点化を図る項目等を踏まえ、目指すべき姿及び施策の基本的方向、目標指標（数値目標）、具体的な施策等を定めます。

(2) 計画の期間

2019年度から2023年度までの5か年を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 水戸市健康づくり推進協議会

保健、福祉、医療の関係機関、関係団体、学識経験者等で構成する、水戸市健康づくり推進協議会を開催し、計画内容等の審議を行います。

② 団体からのヒアリング

保健、福祉、医療等の関連団体からヒアリングを行い、計画に反映します。

③ 市民アンケート調査

市民の生活習慣や歯と口腔の健康づくり等について実施したアンケート調査結果を策定の基礎調査とします。

④ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 庁議，政策会議

庁議は，計画（案）に係る重要事項について審議し，計画を決定します。

政策会議は，意見公募手続きにかける計画（素案）を決定します。

② 水戸市歯科保健計画庁内検討委員会

関係課長等で構成する水戸市歯科保健計画庁内検討委員会は，計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

③ 水戸市歯科保健計画実務担当者会議

関係課の実務担当者で構成する水戸市歯科保健計画実務担当者会議は，関係業務内容の整理・集約・分析等により，計画（素案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり